

議案第61号

目黒区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月20日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区情報公開条例の一部を改正する条例

目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条の2 開示等の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第18条第1項中「この条例の規定による処分」を「開示等の決定又は開示請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てについて決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとする場合（当該行政情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第18条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立てについて決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければな

らない。

第19条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示等の決定」を「審査請求に係る行政情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定をする」を「裁決をする」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示等の決定」を「審査請求に係る開示等の決定（審査請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示等の決定」を「当該審査請求」に、「決定（）」を「裁決（）」に改める。

#### 付 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（説明） 行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行されることに伴い、審査請求における審理員による審理手続を適用除外とするとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

## 資料

## 目黒区情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p><u>第17条の2 開示等の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(救済の手続)</p> <p><u>第18条 実施機関は、開示等の決定又は開示請求に係る不作為に關し、審査請求があった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、目黒区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮詢し、その議に基づいて、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。</u></p> <p>(1) 審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとする場合（当該行政情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p>	
	<p>(救済の手続)</p> <p><u>第18条 実施機関は、この条例の規定による処分に關し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、目黒区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮詢し、その議に基づいて、当該不服申立てについて決定を行わなければならない。</u></p> <p>(1) 不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき。</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示等の決定（開示請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示等の決定について反対意見書が提出</p>

されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により当該審査請求に対する裁決を行ったときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）

(2) 開示請求者（当該開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

2 実施機関は、前項の規定により当該不服申立てについて決定を行ったときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（当該開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示等の決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示等の決定（審査請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示等の決定を変更し、当該開示等の決定に係る行政情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）